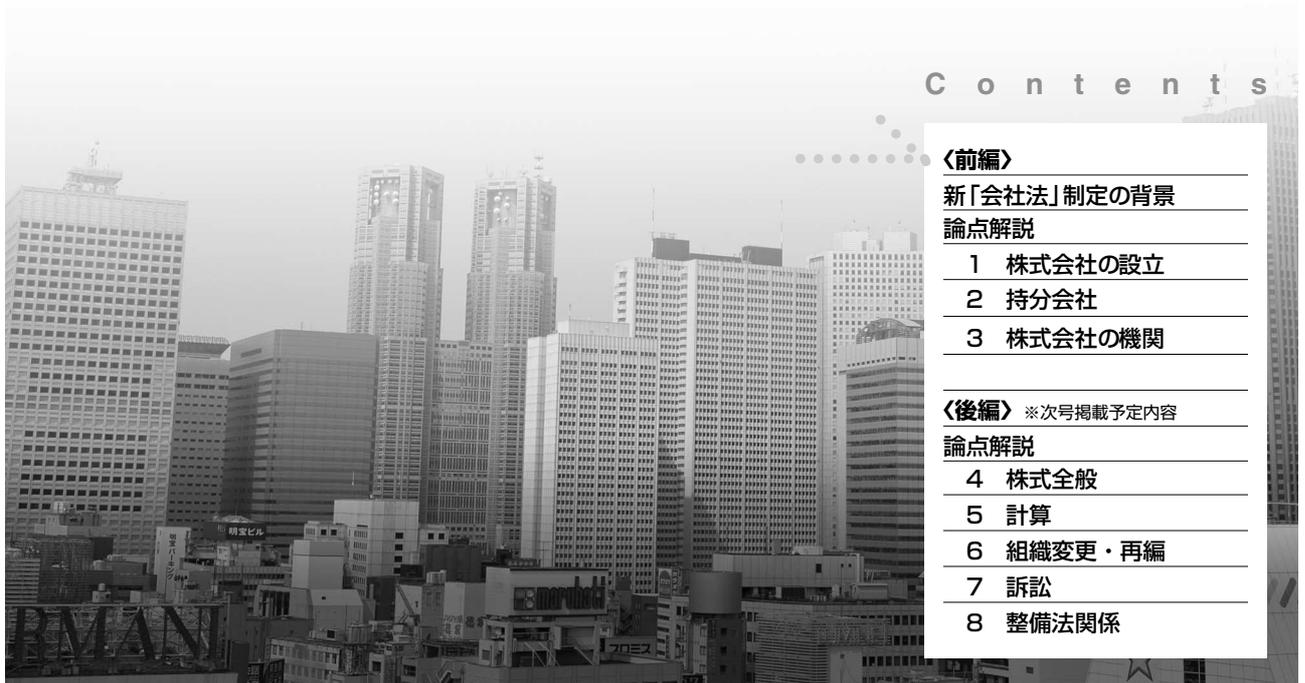


特集 新会社法〈前編〉



Contents

〈前編〉

新「会社法」制定の背景 論点解説

- 1 株式会社の設立
- 2 持分会社
- 3 株式会社の機関

〈後編〉 ※次号掲載予定内容

論点解説

- 4 株式全般
- 5 計算
- 6 組織変更・再編
- 7 訴訟
- 8 整備法関係

今年6月に会社法が成立した。新しい会社法は、中小企業や大企業に多大な影響を及ぼすこと必至である。企業法務担当者も勉強して、新法施行に備えているようである。もちろん、我々弁護士も法律のプロとして、顧問会社等からの質問に対して適切に答えられるようにしなければならない。そこで、今月号と来月号の2回にわたり、会社法の特集を組み、新法のポイントを掲載する。

新「会社法」豆知識

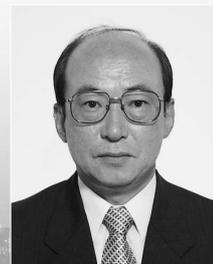
作成：河和哲雄

- 公布：2005年7月26日（平成17年法第86号）
- 全8編・条文数979条（内179条の文言は「削除」）
- 会社法施行に伴う廃止法律：9本（整備法1条）
- 既存有限会社の選択肢：特例有限会社（整備法3条），商号変更（整備法45条）
- 会社法施行に伴い改正される法律：326本（商法中の削除条文：33条～500条〔整備法64条〕）

新「会社法」制定の背景

前 法制審議会会社法（現代化関係）部会委員
東京弁護士会法律研究部会社法部部长

河和 哲雄



会社法制の現代化を目的とする会社法及びこれに伴う関係法律整備法が、2005年6月29日参議院本会議で可決されて成立し、同年7月26日公布された。施行は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲で政令で定める日とされており（附則1項）、2006年5月ころが有力視されている。

会社法制の基本法である商法は、政府提案・議員立法によって毎年のように改正が行なわれ、経済社会の各種ニーズに対応してきている。それにもかかわらず、今回このように会社法制の抜本的再編成を伴う新規立法が行なわれたのは、どのような背景事情によるものであろうか。新「会社法」に規定された個々の制度の検討に入る前に、この第一の疑問について要点を説明しておくこととする。

■現代語化

会社法制現代化の第一の要因は、片仮名文語体表記を平仮名口語体表記に改めて、国民にわかりやすい法律とする必要があるとの要請である。この点は最近の民法改正をはじめとして現代の法改正に共通の要請であるが、会社法では商法（第二編会社）と関連法律を統合して統一会社法典に再編成することが行なわれている。例えば、商法特例法や一条だけの「商法中署名すべき場合に関する法律」などが会社法の中に統合されている（P.2 新「会社法」豆知識 参照）。

■事前規制緩和

会社法制現代化の第二の要因は、会社に対する法規律における事前規制の緩和である。会社法制現代化においては、前述の現代語化とは別に、法規制の現代化を図るための実質改正が行なわれているが、実質改正の第一の視点がこの事前規制緩和であり、企業の競争力向上のため会社経営の自由度を拡大することが必要

との要請に応じた改正である。この点は、起業・創業支援のための最低資本金規制緩和や合同会社制度の新設、会社の機関・株式等の制度設計における会社の選択肢の拡大として具体化されており、特に機関、株式の設計については定款自治の範囲が拡大・明確化されていることが特徴的である。

■制度間の不均衡是正

会社法制現代化の第三の要因（実質改正の第二の視点）は、既存諸制度間の不均衡の是正である。これは平成13年6月改正による金庫株解禁や平成14年改正による委員会等設置会社制度の創設により、会社財産の株主への払戻し規制形態、その決定権限の帰属機関などにアンバランスが生じていることが直接的な契機となっているが、株式譲渡制限がなされた中小株式会社と有限会社の制度間不均衡という長年にわたる会社法類型区分に関する論議の解決が会社法制現代化の最大の課題として審議された。その結果、剰余金配当の手続や取締役の責任などについて重要な改正が行なわれるとともに、株式譲渡制限株式会社に有限会社型の機関設計・株式設計を選択することを許容し、有限会社制度を廃止することとなった。既存有限会社については整備法で経過措置が設けられている。

* * *

新「会社法」は、会社法制全領域で大小様々な見直しを行っており、企業実務に大きな影響を及ぼすと思われる。以下、東弁会社法部のメンバーが本号及び次号の2回にわたって個別論点の解説を行なうので、会員諸氏のご参考となることを期待したい。

なお、拙稿「新会社法と中小企業法制」（自由と正義2005年9月号104頁以下）も併せてご参照いただければ幸いである。